

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C工場（以下「事業場」という。）において弁当の製造業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、事業場の弁当ラインにおいて盛付け作業をしているとき、盛付け方が悪いと先輩の同僚労働者に罵られ、襟首をつかまれて体が浮くほど揺さぶられたため、頸椎を捻挫したという。請求人によると、その暴行を受けた後、〇か月ぐらいしてから、その日のことが頭に浮かび、動悸・息切れがして、夜眠れなくなったという。請求人は、同年〇年〇月〇日、D病院に受診し、「心的外傷後ストレス障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、症状経過及び主治医意見等を踏まえ、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと判断し、その時期は平成〇年〇月下旬頃としている。

請求人の症状経過等を踏まえると、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) そこで、「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、平成〇年〇月〇日、同僚のEから暴行を受けて首を負傷し、当該暴行を受けてから〇か月後くらいに、当該暴行のことが頭に浮かんできて動悸、息切れ等の症状が出現するようになった旨や当該暴行を受ける前にもEから〇、〇回いじめに遭っていた旨主張する。

(5) 請求人が述べるところのEによる暴行は、平成〇年〇月〇日午前〇時頃、事業場の弁当製造ラインにおいて、請求人が同僚とともに食材の盛付け作業を行

っていたところ、同僚の一人であるEが、請求人の盛付け方が悪いとして急に怒り出し、「お前は馬鹿か」という趣旨のことを言って請求人に近づいてきたことから、請求人が「何が馬鹿ですか」と反論したところ、Eから胸倉をつかまれて揺さぶられたというものであり、請求人は、同月〇日にD病院に受診し、頸椎捻挫と診断されている。

これに対しEは、聴取書において、同月〇日に請求人の胸倉をつかんだことを認めた上で、当時の状況について、請求人は弁当作りのマニュアルに記載された注意事項を読まずに間違っただけ作業をしていたことから、マニュアルを見ているのかと注意をしたものの、その後も直らないことから請求人に対し「馬鹿なのか」と言ったところ、請求人から「なんだその口のきき方は」というような発言があったことから口論となり、更に請求人から「くそ男」と言われたことから請求人の胸倉をつかみ、自分の方に引いたものであると述べている。

以上のとおり、トラブルが発生した経緯については、両者の間に若干の相違は認められるものの、Eも請求人の胸倉をつかんだことについては事実であると認めていることから、同出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に照らして検討することが妥当であると判断する。

そこで、Eによる暴行について、その内容、程度等に係る事業場関係者の申述をみると、以下のとおりである。

F係長は、聴取書において、Eが請求人の胸倉をつかんでいるところを見ていたが、つかんでいたのは数秒で、揺すったりはしていないと思うと述べている。また、Gは、聴取書において、Eが請求人の胸倉をつかんでいたのは長時間ではなく、胸倉をつかんだだけで、揺すったりはしていなかったと思うと述べ、さらに、Hも、聴取書において、Eが請求人の胸倉をつかんだところを見たが、ほんの一瞬のことで、病院に行くほどのひどいものではなかったと思うと述べている。

以上のように、事業場関係者のいずれもが、Eが胸倉をつかんだ時間はごく短時間であったと述べており、その際にひどく揺さぶるなどの行動をしてはいないと述べている。また、負傷の程度が重篤であれば早期に医療機関を受診したものと考えられるところ、請求人が医療機関を受診したのは平成〇年〇月〇日であり、請求人が主張する暴行発生日から〇日後となっており、さらに、診

断を行った I 医師は、意見書において、X線写真によっても頸部に外傷性変化など異常所見はなく、鎮痛剤の処方のみであったとしている。これらの事情を併せ勘案すると、当審査会としても、この出来事による心理的負荷の総合評価は、決定書に説示するとおり「弱」とであると判断する。

- (6) 請求人は、上記(5)の暴行を受ける以前にも E からいじめを受けていた旨主張するが、同主張の具体的内容は、①空になった具材の箱を積んである空箱の上に乗せたら、後ろから大きな声で「おい、そこに乗せるな」と怒鳴られたため、どこに乗せればよいか聞いたところ「知らねえよ」と言われたこと、②ライン作業で弁当の御飯を詰めていたところ、大きな声で「ちゃんと詰める、馬鹿が」と言われたこと、③弁当の具材を詰めていたところ、具材が切れてしまっただけでラインが止まり、大きな声で「何をやってるんだ、馬鹿野郎」と叱られ、どうすればよいか指示を受けようとしたところ「知らねえよ」と言われたといったものである。

こうした請求人の主張について、G は、聴取書において、請求人は作業の種類によっては作業速度が遅いため、毎日のように注意されていたが、自身も他の人も普通に注意していただけで、多少きつい言葉ではあっても怒鳴ったりはしていないと述べている。また、H は、聴取書において、請求人はとにかく作業が遅いので、注意を受けることは毎日のようにあったが、普通に注意を受けていただけで、怒鳴られたりはしていないと述べている。

これら事業場関係者の申述を踏まえると、請求人は、自身の作業速度に起因して同僚から注意を受けることがあったものと推認されるが、一件記録を精査しても、これをいじめや嫌がらせとみるべき客観的証拠を見いだすことはできず、あくまで、先輩同僚からの業務遂行上必要な注意、指導を受けたにとどまるものとみるのが妥当である。

したがって、この出来事は、認定基準別表 1 の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（心理的負荷の平均的強度「Ⅱ」）に該当するものの客観的にはトラブルとは認められない程度のものであることから、当審査会としても、この出来事による心理的負荷の総合評価は、決定書に説示するとおり「弱」とであると判断する。

- (7) 上記(5)及び(6)のとおり、請求人には心理的負荷の総合評価「弱」の出来事が 2 つ認められるが、これら 2 つの出来事の全体評価も「弱」であって

「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められない。

なお、請求人は、事業場関係者ほうそを言っており、労働基準監督署は事業場の味方をしている等縷々主張するが、当審査会においては、事業場関係者の申述については、その信憑性や矛盾の有無について精査し、その採否を決定していることを付言する。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。